

○国土交通省告示第七百四十八号
平成二十五年七月三日

(目的)

この規程は、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、建築物石綿含有建材調査者講習の登録に關し必要な事項を定めることにより、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的とする。

(定義)

この規程において「石綿含有建材」とは、石綿を添加した建築材料をいう。

第二条 この規程において「建築物石綿含有建材調査者」とは、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者で、この規程により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「建築物石綿含有建材調査者講習」という。)を修了した者をいう。

第三条 この規程において「制限業種」とは、次に掲げる業種をいう。

一 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。)

二 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業その他建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)

三 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)

四 建築材料の製造、供給及び流通業(建築物石綿含有建材の調査及び分析並びに除去等に関する業)

五 石綿含有建材の調査及び分析並びに除去等に関する業

六 建築物石綿含有建材調査者講習の登録の申請

七 建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関する事務(以下「建築物石綿含有建材調査者講習の登録を受けるもの」とする。)

八 前条第一項の登録は、建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関する事務(以下「建築物石綿含有建材調査者講習事務」という。)を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

九 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

十 前条第一項の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

十一 前条第一項の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

十二 建築物石綿含有建材調査者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 個人である場合は、次に掲げる書類

二 住民票の抄本又はこれに代わる書面

三 登録申請者の略歴を記載した書類

四 法人である場合は、次に掲げる書類

五 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

六 株主名簿又は社員名簿の写し

七 申請に係る意思の決定を証する書類

八 役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類

九 講師が第五条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

十 建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格を記載した書類その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十一 建築物石綿含有建材調査者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 前条第一項の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(次格条件)

七 その他参考となる事項を記載した書類

八 第四条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二条第一項の登録を受けることができない。

一 建築基準法(昭和四十七年法律第五十七号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、宅地建物取引業法(昭和四十七年法律第百三十九号)若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)又はこれらの法律に基づく命令及び条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十四条の規定により第二条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 (登録の要件等)

五 国土交通大臣は、第二条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をするものとする。

一 第七条第四号の表の上欄に掲げる科目について講義が行われ、かつ、同条第六号及び第七号に規定する実地研修が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として建築物石綿含有建材調査者講習事務に従事するものであること。

イ 建築物石綿含有建材調査者

ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学、医学、化学その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学、医学、化学その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 制限業種に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第三条の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という。)が株式会社である場合にあつては、制限業種を営む者がその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ハ 登録申請者の役員に占める制限業種を営む者の役員又は職員(過去二年間に当該制限業種を営む者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が制限業種を営む者の役員又は職員(過去二年間に当該制限業種を営む者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 第二条第一項の登録は、建築物石綿含有建材調査者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う者(以下「建築物石綿含有建材調査者講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 建築物石綿含有建材調査者講習事務を開始する年月日

- (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
- 第十一條 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、毎事業年度終過後二月以内に、その事業年度の財産目録・貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人への知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。**
- 2 建築物石綿含有建材調査者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、建築物石綿含有建
材調査者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、
第二号又は第四号の請求をするには、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関の定めた費用を支払
わなければならぬ。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を
紙面又は出力装置の映像面に表示したものとの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち建築物石綿
含有建材調査者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書
面の交付の請求
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し
た電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受
信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
前項第四号又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作
成することができるものでなければならない。
- (適合勧告)
- 第十二条 国土交通大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が第五条第一項の規定に適合し
と認めるときは、その建築物石綿含有建材調査者講習実施機関に対し、同条の規定による建築物石
綿含有建材調査者講習事務を行うべきこと又は建築物石綿含有建材調査者講習事務の方法その他の
業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
(登録の取消し等)**
- 第十三条 国土交通大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が第七条の規定に違反している
と認めるときは、その建築物石綿含有建材調査者講習実施機関に対し、同条の規定による建築物石
綿含有建材調査者講習事務を行なうべきこと又は建築物石綿含有建材調査者講習事務の方法その他の
業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを勧告することができる。**
- 第十四条 国土交通大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当す
るときは、当該建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を
定めて建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。**
- 一 第四条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。
二 第八条から第十条まで、第十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による勧告に従わなかつたとき。
五 第十六条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六 不正の手段により第一条第二項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

- 第十五条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなけれ
ばならない。**
- 一 講習の実施年月日
二 講習の実施場所
三 講義及び実地研修を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目並びにその時間
受講者の氏名、生年月日及び住所

- 一 講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明
書番号
二 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必
要に応じ建築物石綿含有建材調査者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に
紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
三 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行
われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む)を、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部
を廃止するまで保存しなければならない。

- 4 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、建築物石綿含有建材調査者
講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
一 建築物石綿含有建材調査者講習の受講申込書及び添付書類
二 講義に用いた教材及び実地研修に関する書類
三 終了した修了考査の問題、答案用紙及び採点に関する資料
(報告の徴収)

- 第十六条 国土交通大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習事務の適切な実施を確保するため必要が
あると認めるときは、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関に対し、建築物石綿含有建材調査者
講習事務の状況に關し必要な報告を求めることができる。**
- (公示)

- 第十七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。**

- 一 第二条第二項の登録をしたとき。
二 第八条の規定による届出があつたとき。
三 第十条の規定による届出があつたとき。
四 第十四条の規定により第二条第二項の登録を取り消し、又は建築物石綿含有建材調査者講習事
務の停止を指示したとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百四十九号

- 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十六日
付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)
第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月三十日

国土交通大臣 太田 昭宏

型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者の住所

M.F.及U.H.F.用 J.S.S.-2250 日本無線株式会社 東京都三鷹市下連雀五丁目
デジタル選択呼出装置並びにM.F.及U.H.F.用デジタル選択呼出
装置

第5156号

監守装置

J.S.S.-2500

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"